鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示　保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度（森林保全課）

告示

鳥取県告示第七百二十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成四年九月一日

鳥取県知事　西尾邑次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所				皆伐面積の限度（ヘクタール）	単位区域名
	市郡名	町村名	大字名	字名		
水源かん養保安林	八頭郡	河原町・郡家町を除く全町村			二、三五五・一五	八頭地区
保健保安林	鳥取市 岩美郡 気高郡				七六・九三	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	若桜町			一四・四八	若桜
〃	〃	智頭町			九・四一	智頭
〃	〃	船岡町			二・〇〇	船岡
〃	〃	用瀬町			一三・〇六	用瀬
〃	〃	八東町			四・八五	八東
〃	〃	佐治村			一・四〇	佐治
干害防備保安林	〃	船岡町	大字殿	字喜才谷山	〇・四〇	喜才谷山
〃	〃	〃	〃	字明見谷東平	〇・四四	明見谷東平
〃	〃	〃	大字水口	字池ノ内下平	〇・九六	池ノ内下平
〃	〃	用瀬町	大字赤波		一・五六	赤波
水源かん養保安林	鳥取市 岩美郡 気高郡 八頭郡	河原町・郡家町			一、〇九四・三九	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原町			一一・一〇	河原
〃	〃	郡家町			一三・六四	郡家
〃	岩美郡	岩美町			一〇三・六一	岩美
〃	〃	国府町			六・〇六	国府
〃	〃	福部村			〇・三〇	福部
〃	鳥取市				六三・三八	鳥取
〃	気高郡	気高町			一・五〇	気高

〃	〃	鹿野町		八三・六八	鹿野
〃	〃	青谷町		一・四一	青谷
〃	〃	岩美郡	大字長谷	四・一六	長谷
〃	〃	岩美町		一三・三八	高路
〃	〃	鳥取市	高路		
〃	〃	気高郡	鹿野町	一・一二	水谷
水源かん養保安林	倉吉市		大字水谷		
	東伯郡			一、六二〇・四五	倉吉地区
保健保安林	倉吉市			三二・六四	中部地区
土砂流出防備保安林	東伯郡				
〃	倉吉市			三一・三八	倉吉
〃	東伯郡	東郷町		四四・八〇	東郷
〃	〃	北条町		〇・〇四	北条
〃	〃	三朝町		四九・六二	三朝
〃	〃	関金町		一五・三八	関金
〃	〃	東伯町		五八・〇六	東伯
〃	〃	赤碕町		一・二二	赤碕
〃	倉吉市			〇・三〇	志津
〃	〃		志津		
〃	〃		栗尾	一・八二	栗尾
〃	〃		大原	〇・六八	大原
〃	東伯郡	大栄町	大字大谷	一・四八	大谷
〃	〃	東伯町	大字槻下	〇・一〇	槻下
〃	〃		大字金屋	〇・六八	金屋
〃	〃		大字杉地	〇・七二	杉地
水源かん養保安林	米子市			七二八・三四	米子地区
	西伯郡				
	日野郡	溝口町・江府町			
保健保安林	米子市			四・五八	西部地区
	境港市				
	日野郡				

土砂流出防備保安林	西伯郡	大山町		一九・〇〇	大山
〃	〃	会見町		一・五四	会見
〃	〃	岸本町		三・八六	岸本
〃	〃	西伯町		三・三五	西伯
〃	〃	中山町		一・五二	中山
〃	〃	淀江町		〇・〇四	淀江
〃	米子市			〇・一〇	米子
〃	日野郡	溝口町		五・一三	溝口
〃	〃	江府町		四・四六	江府
千害防備保安林	西伯郡	大山町	宮内・坊領	一四・四二	孝霊山
〃	〃	〃	赤松		
〃	〃	〃	長田		
〃	〃	西伯町	大字法勝寺	〇・四四	法勝寺
〃	〃	〃	大字伐株	〇・〇八	大谷奥
〃	〃	淀江町	大字本宮	一・〇八	本宮
水源かん養保安林	日野郡	日野町・日南町		一、五八一・五九	日野地区
土砂流出防備保安林	〃	日野町		一四・九三	日野
〃	〃	日南町		三・二〇	日南

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】